

指定基金の公表(厚年)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職年金	DC
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ご参考に厚年基金以外のお客様にも送付させていただきます。

ポイント

- ▶平成23年度に新たに指定された31基金を含め、全81基金が公表されました。

新たに指定された基金は、11/16付で改定された新基準に基づき「健全化計画」を来年2月末までに提出する必要があります。また、既に指定済の基金についても改定された新基準に基づき「健全化計画」を見直すこととされています。

指定年度の2月末日までに提出することが困難な場合には、その旨を地方厚生(支)局長に報告し、遅くとも、指定年度の翌年度の9月末日までに管轄の地方厚生(支)局長に提出

☞ 指定基金の今後のスケジュールイメージは次頁ご参照

今後のスケジュール(平成23年度指定の場合)

基金が行うこと

行政が行うこと

弊社が行うこと

現在(平成23年12月)

指定基金を指定(厚生労働大臣)

平成23年12月末

「純資産額 最低責任準備金 × 0.9」¹の場合

「純資産額 < 最低責任準備金 × 0.9」の場合

平成24年1月

「積立水準(12月末)算定依頼書」²を弊社宛ご提出

「健全化計画」の作成

- ・別添様式2-2(健全化計画に基づく財政見通し)
- ・別添様式3(年金数理に関する確認)

- 1 期ズレありの最低責任準備金(以下同様)
- 2 12月末の積立水準判定のため弊社総幹事の指定基金様に今後ご案内予定

指定年度の2月末日までに提出することが困難な場合には、その旨を地方厚生(支)局長に報告し、遅くとも、指定年度の翌年度の9月末日までに管轄の地方厚生(支)局長に提出

「健全化計画」の代議員会議決

平成24年2月

平成24年2月末

「年金給付等積立状況の確認」を行政宛提出

「健全化計画書」を行政宛申請

平成24年3月末

速やかに指定解除

「健全化計画」の承認(厚生労働大臣)

平成24年7月15日

「四半期健全化計画実施報告書(別添様式4)」の行政宛提出³

平成24年9月末

「健全化計画実施年次報告書(別添様式5)」の行政宛提出⁴

3 四半期業務報告書の提出と併せ地方厚生(支)局長宛提出(原則3、6、9、12月の翌月15日まで)

4 指定年度より決算報告書の提出と併せ地方厚生(支)局長宛提出(9月末まで)

以上